

スポーツ施設等の使用料について

【ご意見】

「スポーツ施設等の使用料について」への回答に対して、下記事項について、再質問させていただきます。

スポーツ施設等の使用料について、「体育施設減免規程」で「スポーツ協会」は無料と定められていると回答いただきましたが、

- ① 「体育施設減免規程」はホームページで見られますか。公開されていますか。それとも内部文書ですか。
- ② 無料と定めた根拠（理由）を教えてください。
- ③ 「いずれは使用料の徴収を求めてまいりたいと考えております」とのことですが、何年か前も話し合った記憶がありますが、いつもうやむやにしてしまう。令和4年度に話し合い、令和5年度から無料を見直すぐらいの回答をいただきたい。（いずれではまた先延ばしになる）
本来であれば、体育施設使用料値上げ時に見直すべきだったと思います。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：スポーツ振興課】

- ① 体育施設減免規定は内規のため、ホームページでは公開されておりません。
- ② 千曲市体育施設条例施行規則第4条(4)の「市内の教育、福祉、産業又は体育団体等が体育の用に利用する場合で、市もしくは教育委員会が共催する場合」に該当することから100分の100減免としております。

- ③各単協の予算措置等、事業活動に影響するため、現行の使用料等の利用者負担が適正か否か協議し、令和6年度からの有料化を目指してまいります。